企業に未来基準の元気を！

ADVANTAGE Risk Management Group

第22回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役5名選任の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後6時まで

目　次

第22回定時株主総会招集ご通知 …… 1頁
株主総会参考書類 …… 5頁
事業報告 …… 12頁
連結計算書類 …… 35頁
計算書類 …… 37頁
監査報告 …… 39頁

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

証券コード：8769

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

はじめに、このたびの新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈り申しあげますとともに、罹患された皆様に対し心よりお見舞い申しあげます。

さて　当社第22回定時株主総会を2020年６月24日に開催いたしますので、ここにご案内をさせていただきます。

当社は、2018年８月に策定した「中期経営計画2020」に基づき、メンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業の事業領域の拡大に鋭意取り組み、“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を目指してまいります。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えすべく、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」の下、「私たちは、人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を皆様と共に創り出します。」という企業理念の実現に向け、さらなる挑戦を続けていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



株式会社アドバンテッジ リスクマネジメント
代表取締役社長　鳥越 慎二

証券コード　8769
2020年６月５日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長　**鳥越　慎二**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2020年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）**
2 場　　所	東京都港区白金台一丁目１番１号 **八芳園　本館２階「サンライト」** （裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 目的事項	**報告事項**　１．第22期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第22期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案 剰余金の処分の件 第２号議案 取締役５名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

◆インターネットによる開示について

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.armg.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表を含みます。

◆新型コロナウイルス（COVID-19）に関する対応について

1．議決権行使に際しましては、感染拡大防止のため、可能な限り書面（郵送）又はインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご出席を見合わせていただきますようお願い申しあげます。基礎疾患をお持ちの株主様、ご高齢の株主様、妊娠されている株主様におかれましては、特に、ご出席を見合わせることをご検討ください。

2．株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、マスクの着用及び会場でのアルコール消毒のご協力をお願い申しあげます。

3．体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、会場入口におきまして、体温検査等が実施される可能性がございますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

4．株主総会におきまして、当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、株主総会の議事を、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で行う予定でございますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

5．今後の状況変化により、株主総会の運営方法及び会場等に変更がある場合には、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、ご来場の前にご確認いただくようお願い申しあげます。

◆株主様へのお願い

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

2．当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

3．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

4．本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

当社ウェブサイト（https://www.armg.jp/）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

１．株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください（ご捺印は不要です）。

日 時 **2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

場 所 **東京都港区白金台一丁目１番１号**
八芳園　本館２階「サンライト」
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

２．郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年６月23日（火曜日）午後６時到着分まで**

３．インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください（次頁をご参照）。
スマートフォンをご利用の場合、議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使いただくことができます。ただし、２回目以降の「ログイン用QRコード」による接続では、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要となります。

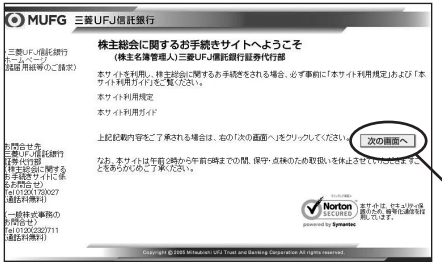
行使期限 **2020年６月23日（火曜日）午後６時まで**

インターネットによる議決権行使について

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後６時まで

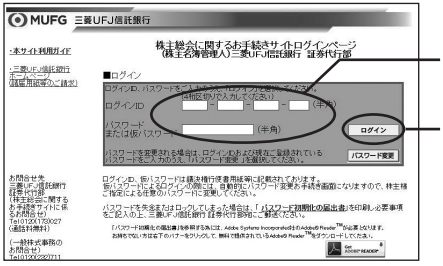
当社の指定する議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

❶ 議決権行使サイトへアクセス



議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

❷ ログインする



同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックして下さい。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

※ 午前２時から午前５時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル **0120-173-027**（9：00~21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類	金銭
２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　金 **11** 円 配当総額　**186,369,370**円
３．剰余金の配当が効力を生じる日	**2020**年**6**月**25**日（木曜日）

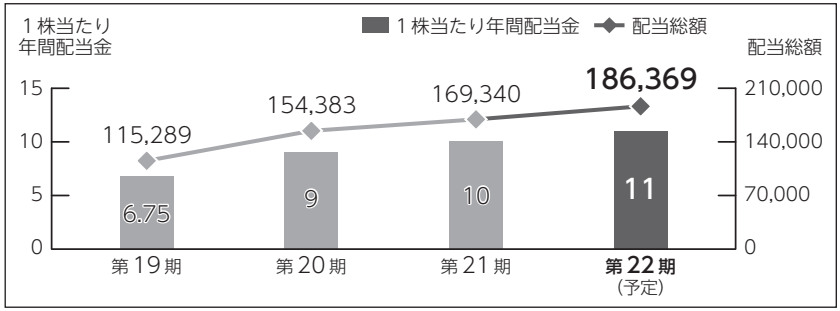
＜ご参考＞

１株当たり年間配当金の推移

（単位：円）

配当総額の推移

（単位：千円）



（注）当社は、2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。そのため、第19期（2017年３月期）の年間配当金は、当該年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役３名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任 鳥越（とりごえ）慎二（しんじ）	代表取締役社長 社長執行役員 経営管理本部、マーケティング本部、ミドルマーケット開発本部、両立支援事業本部、内部監査部、健康管理室管掌	17回/17回
2	再任 森（もり）光威文（みつたけふみ）	取締役 常務執行役員 メンタリティマネジメント部門、健康経営事業本部管掌	17回/17回
3	再任 余田（よだ）拓郎（たくろう） 独立 社外	社外取締役	17回/17回
4	再任 江幡（えばた）真史（しんじ） 独立 社外	社外取締役	17回/17回
5	再任 寺原（てらはら）真希子（まきこ） 独立 社外 女性	社外取締役	17回/17回

候補者番号

1 鳥越（とりごえ） 慎二（しんじ）

再任

（1962年８月15日生）

所有する当社の株式数
4,509,800株

取締役会出席状況
17回/17回

■略歴

1994年11月　株式会社アドバンテッジパートナーズパートナー
1995年１月　株式会社アドバンテッジインシュアランスサービス設立、代表取締役社長
1999年３月　当社設立、代表取締役社長
2004年３月　株式会社フラッグアドバンテッジ（現株式会社ＡＲＭ総合研究所）代表取締役社長（現任）
2008年10月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

■当社における地位及び担当

代表取締役社長
社長執行役員
経営管理本部、マーケティング本部、ミドルマーケット開発本部、両立支援事業本部、内部監査部、健康管理室管掌

■重要な兼職の状況

株式会社ＡＲＭ総合研究所代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

鳥越慎二氏は、当社グループの創業以来、代表取締役社長としてグループ事業の発展を牽引してきた豊富な経験・実績と卓越した見識を有しております。今後も経営の指揮を執り、当社の持続的な成長と企業価値の増大を実現する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）鳥越慎二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

森 光（もり みつ） 威 文（たけ ふみ）

再任

（1968年８月８日生）

所有する当社の株式数
133,000株

取締役会出席状況
17回/17回

■略歴

1991年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社
2003年４月　同社マネジャー
2007年１月　同社パートナー
2017年４月　当社入社、常務執行役員
2017年６月　当社取締役兼常務執行役員（現任）

■当社における地位及び担当

取締役
常務執行役員
メンタリティマネジメント部門、健康経営事業本部管掌

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

森光威文氏は、長年にわたる外資系コンサルティング会社勤務を通じて様々な企業の経営戦略等立案・実行支援の分野で豊富な経験を有しております。こうした企業経営に関する幅広い知見を活かし、当社の業務執行及び経営の意思決定・監督を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．森光威文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．森光威文氏は、2020年６月１日付にて、専務執行役員に就任する予定です。

候補者番号

3 余田（よだ） 拓郎（たくろう）

再任 独立 社外

（1960年８月25日生）

所有する当社の株式数　－株

取締役会出席状況　17回/17回

■略歴

1984年４月　住友電気工業株式会社入社
1998年４月　名古屋市立大学経済学部専任講師
2000年４月　同大学助教授
2002年４月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
2007年４月　同大学大学院経営管理研究科教授（現任）
2009年３月　株式会社竹尾社外監査役（現任）
2011年６月　当社社外取締役（現任）

■当社における地位及び担当

社外取締役

■重要な兼職の状況

株式会社竹尾社外監査役
慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授

■社外取締役候補者とした理由

余田拓郎氏は、大学教授としての豊富な経験・識見を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって９年となります。

（注）１．余田拓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．余田拓郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、余田拓郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
４．余田拓郎氏の社外取締役選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

候補者番号

4 江幡（えばた） 真史（しんじ）

再任 | 独立 | 社外

（1955年８月24日生）

所有する当社の株式数　　**取締役会出席状況**

－株　　17回/17回

■略歴

1980年４月　株式会社ダイエー入社
1995年９月　株式会社ダイエーオーエムシー（現株式会社セディナ）出向
2000年５月　同社取締役
2002年９月　株式会社オーエムシーカード（現株式会社セディナ）取締役
2004年５月　同社常務取締役
2006年９月　同社代表取締役社長兼ＣＯＯ
2009年４月　株式会社セディナ代表取締役副社長
2012年６月　同社取締役副会長
2013年６月　同社特別顧問
2013年６月　当社社外取締役（現任）
2020年４月　東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部教授（現任）

■当社における地位及び担当

社外取締役

■重要な兼職の状況

東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部教授

■社外取締役候補者とした理由

江幡真史氏は、上場会社の代表取締役を始め経営者としての豊富な経験・識見を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって７年となります。

（注）１．江幡真史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．江幡真史氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、江幡真史氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
４．江幡真史氏の社外取締役選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

候補者番号

5 寺原（てらはら） 真希子（まきこ）

再任 | 独立 | 社外 | 女性

（1974年12月23日生）

所有する当社の株式数　－株

取締役会出席状況　17回/17回

■略歴

2000年４月　長島・大野・常松法律事務所入所
2003年５月　銀座シティ法律事務所入所
2008年１月　メリルリンチ日本証券株式会社入社
2010年９月　榎本・寺原法律事務所（現弁護士法人東京表参道法律事務所）共同代表（現任）
2018年６月　当社社外取締役（現任）
2019年３月　日本フェィウィック株式会社社外取締役（現任）

■当社における地位及び担当

社外取締役

■重要な兼職の状況

弁護士法人東京表参道法律事務所共同代表
日本フェィウィック株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由

寺原真希子氏は、弁護士としての豊富な経験・識見を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、また、当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。

（注）１．寺原真希子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．寺原真希子氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、寺原真希子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
４．寺原真希子氏の社外取締役選任が承認された場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、企業収益は堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調を辿っておりましたが、年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により足元で大幅に下押しされており、今後もさらなる下振れリスクが懸念される厳しい状況が続くと見込まれています。

このような経済状況の下、当社は、2018年８月に策定した「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度）に基づき、新規顧客の開拓や既存顧客との取引深耕に取り組むとともに、既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進いたしました。メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性を最大化するとともに人々が安心して働ける環境を整備することを経営ビジョンとした事業活動を展開いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業が伸長し、増収となりました。

一方、費用面につきましては、顧客拡大に伴いオペレーション関連コストが増加したほか、各事業の成長戦略を見据えた諸施策を実施した結果、経費負担が増加いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,263百万円（前期比7.5％増）、営業利益は952百万円（前期比2.6％増）、経常利益は954百万円（前期比3.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は639百万円（前期比4.0％増）となりました。

セグメント毎の業績は、以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォーム確立に向け、ストレスチェック結果に基づく職場環境改善や組織活性化のためのソリューション商品のラインアップ拡充を図り、企業の健康経営・人材開発を支援する事業領域でのビジネス拡大に取り組みました。また、ミドルマーケットをターゲットとした新規顧客開拓の専任部署設置、WEBを活用した遠隔地向けリモート営業体制構築等、営業活動の効率化に取り組むとともに、ハラスメント対策や健康経営推進といった、顧客企業の組織課題解決への関心の高まりに対応したテーマ別セミナー開催等のマーケティング活動を推進いたしました。なお、本年２月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部のソリューション商品の提供が困難になりましたが、オンラインによる研修サービス提供等、今後の業務環境の変化を見据えた対応を実施いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、法制化対応商品「アドバンテッジタフネスシリーズ」に加え、産業医紹介サービスや各種ソリューション商品の売上伸長により増収となりました。費用面につきましては、サービス提供先及び利用者数増加に伴うオペレーション関連コストが増加したことに加え、中期経営計画を踏まえた新たな商品及びサービス開発体制の強化や、ストレスチェック後のソリューション商品提供に注力した営業活動への積極的な人的資源の投下を実施した結果、経費負担が増加しました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は3,938百万円（前期比8.6％増）、営業利益は1,059百万円（前期比6.5％増）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におきましては、特に、新たな連携先との関係構築及び既存連携先との関係深化によるＧＬＴＤ（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓に取り組みました。また、両立支援事業のプラットフォーム確立に向け、既存の休職者・復職者管理システム「Ｈ－ＡＲＭ－ＯＮＹ（ハーモニー）」の改良、刷新による新システム開発を推進いたしました。新システムにつきましては、産休・育休・介護休業等、多様な顧客ニーズに対応することを第一義とし、開発作業と併行して、新システム活用による休業者・復職者管理実務のリスクと負担軽減を訴求した営業活動を展開いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、新規契約獲得による増収が売上伸長に寄与いたしました。費用面につきましては、今後の事業展開を見据えた要員の配置及び新システム構築に係る投資を先行的に実施した結果、人件費及び関連諸費用が増加いたしました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は989百万円（前期比6.3%増）、営業利益は278百万円（前期比26.8%減）となりました。

（リスクファイナンシング事業）

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比で若干の減収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制の維持によりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンシング事業の売上高は335百万円（前期比1.6%減）、営業利益は268百万円（前期比4.7%減）となりました。

セグメント毎の売上高につきましては、次のとおりであります。

事業の名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
メンタリティマネジメント事業	3,625百万円	3,938百万円	8.6%
就業障がい者支援事業	930百万円	989百万円	6.3%
リスクファイナンシング事業	340百万円	335百万円	△1.6%
合計	4,897百万円	5,263百万円	7.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は284百万円で、その主なものは、ソフトウエアを中心としたメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業への投資です。

③ 資金調達の状況

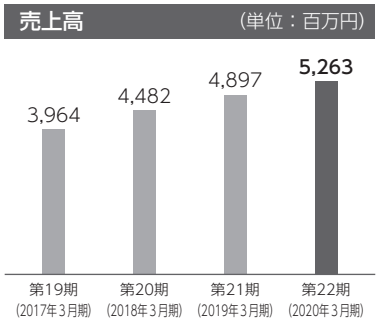
該当事項はありません。

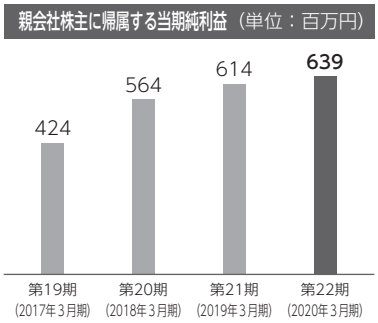
(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

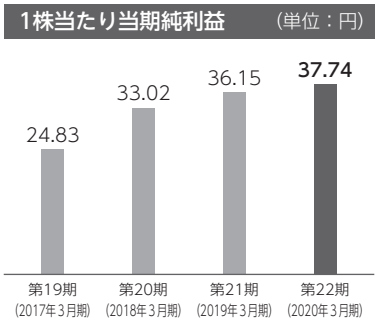
① 企業集団の財産及び損益の状況

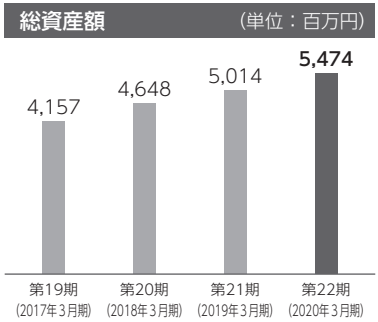
区　　分	第 19 期 (2017年３月期)	第 20 期 (2018年３月期)	第 21 期 (2019年３月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　上　高 (百万円)	3,964	4,482	4,897	5,263
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	424	564	614	639
１株当たり当期純利益　(円)	24.83	33.02	36.15	37.74
総　資　産　額 (百万円)	4,157	4,648	5,014	5,474
純　資　産　額 (百万円)	2,158	2,675	2,890	3,373
１株当たり純資産額　(円)	123.16	152.34	166.76	194.83

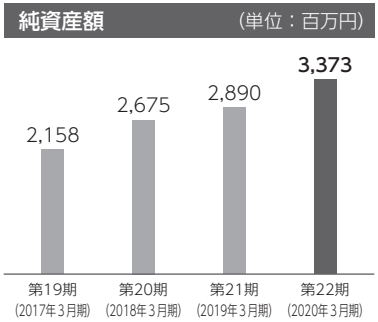
(注) 当社は、2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。そのため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第19期（2017年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

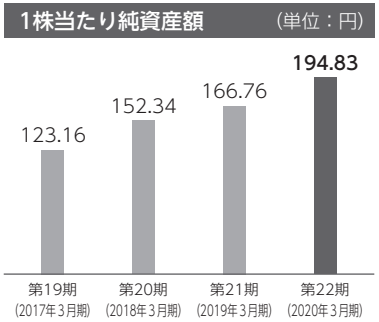












② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 19 期 (2017年３月期)	第 20 期 (2018年３月期)	第 21 期 (2019年３月期)	第 22 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　　上　　高（百万円）	3,979	4,492	4,911	5,277
当 期 純 利 益（百万円）	419	561	610	636
１株当たり当期純利益　（円）	24.58	32.82	35.91	37.55
総　資　産　額（百万円）	4,138	4,628	4,990	5,447
純　資　産　額（百万円）	2,139	2,653	2,863	3,343
１株当たり純資産額　（円）	122.01	151.01	165.17	193.05

（注）当社は、2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。そのため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第19期（2017年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ＡＲＭ総合研究所	10百万円	100.0%	メンタリティマネジメント事業

⑷ 対処すべき課題

中核事業であるメンタリティマネジメント事業、就業障がい者支援事業及びリスクファイナンシング事業における対処すべき課題は、以下のとおり考えております。

① メンタリティマネジメント事業

主にメンタル不調による就業不能発生の予防や職場の高ストレス者に対応するためのメンタルヘルスケアにとどまらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。競合企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1）企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応する「アドバンテッジタフネスシリーズ」の安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえた上で、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2）大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催を始めとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3）ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4）地方マーケットの開拓

地方拠点の営業リソースや販売チャネルを活用し、地方の新規顧客開拓を積極的に推進してまいります。

5）効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制の更なる効率化に取り組んでまいります。

② 就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業で展開しているサービスについては、競合他社との差別化を意識した開発を行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1）ＧＬＴＤ販売

イ．新規顧客の獲得の強化

一定の規模以上の顧客に対して、ＧＬＴＤに注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第４類団体（共通目的をもつ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

ロ．ミドルマーケット参入のための基盤づくり

ミドルマーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅企業との取引に業務基盤を有する企業との提携に取り組んでまいります。

ハ．新たな優位性の確立

ＧＬＴＤの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

2）既存サービスの高度化

付帯サービスとして提供していた企業担当者及び休職者双方に対するサポートサービスについて、システムを刷新してサポート範囲及びサービスラインアップの拡充を図り、よりメリットのあるサービス開発及び提供を行ってまいります。

③ リスクファイナンシング事業

当該事業は、成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、在宅化を始めとする急激な環境の変化によるストレス対策としてのカウンセリングニーズの高まりといったアップサイドはあるものの、企業活動が大幅に制限されることによる通常営業活動の停滞や企業の経費節減志向の高まり、また、当社サービスの重要な一つである集合研修の延期や中止などによる影響に留意する必要があります。一方で、当社の属するメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業の市場の潜在的な成長力は中長期的には変わりなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は一時的と考えており、「アドバンテッジタフネスシリーズ」や「Ｈ－ＡＲＭ－ＯＮＹ（ハーモニー）」へのシステム追加開発や、研修のオンライン受講ニーズを捉えたソリューションの開発等、引き続き積極的な投資を実施してまいる予定です。

⑸ 中期経営計画

当社グループは、中期経営計画を次のとおり定めております。

① 本中期経営計画の位置づけ

当社は、2018年８月に、「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度。以下「中計」という）を策定いたしました。中計では、既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進することを基本方針とし、メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性向上を実現し、未来基準の元気をもたらす“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を目指しております。

中期経営計画2020 骨子

企業の生産性向上を実現し、未来基準の元気をもたらす

“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立"



② 中計実現のための方針

予測されるビジネスチャンスの拡大に積極的に取り組むとともに、経営環境の変化に機敏に対応すべく、経営管理体制の向上を図りつつ、以下の諸施策を実施してまいります。

第１に、当社の中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業については、積極的に投資を行い、競合他社との差別化をより一段と強めるとともに、シェア拡大に取り組んでおります。

第２に、業務提携やＭ＆Ａの機会を得るべく積極的に取り組むとともに、既存事業を強化し、その周辺分野への展開を図ります。また、既存事業とシナジーの高い事業の拡大や新規サービスの事業化の確立も積極的に行っております。

第３に、事業の拡大を支えるための経営体制を整備するとともに、事業運営を担うマネジメント層の育成に努めております。

⑹ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

事　　業　　内　　容	主　要　商　品　・　サ　ー　ビ　ス
メンタリティマネジメント事業	企業向けメンタルヘルス対策プログラムの提案・運用、ＥＱ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用
就業障がい者支援事業	ＧＬＴＤの代理店業、就業障がい者復職支援
リスクファイナンシング事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

⑺ **主要な営業所**（2020年３月31日現在）

当　　社	本社　　：東京都目黒区 大阪支店　：大阪市北区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌営業所：札幌市北区 仙台営業所：仙台市青葉区 広島営業所：広島市中区 福岡営業所：福岡市博多区
株式会社ＡＲＭ総合研究所	本社　　：東京都目黒区

⑻ 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	185 (26)名	12名増 (—)
就業障がい者支援事業	68 (7)名	11名増 (4名増)
リスクファイナンシング事業	9 (2)名	4名増 (1名増)
全社（共通）	54 (5)名	9名増 (3名増)
合計	316 (40)名	36名増 (8名増)

（注）１．使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
309 (40)名	36名増（8名増）	37.9歳	5.2年

（注）１．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ 主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社第四銀行	20百万円

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　36,500,000株

② 発行済株式の総数　　17,243,200株（自己株式300,530株を含む）

③ 株主数　　2,971名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鳥越慎二	4,509,800株	26.6%
笹沼泰助	2,685,700株	15.9%
SIX SIS AG FOR RICHARD LEE FOLSOM	1,346,300株	7.9%
フォルソム夕起子	1,040,000株	6.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	996,400株	5.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	502,200株	3.0%
野村信託銀行株式会社（投信口）	293,900株	1.7%
前波範彦	262,700株	1.6%
住友生命保険相互会社	200,000株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	196,800株	1.2%

（注）１．当社は、自己株式を300,530株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要事項

ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は8,600株増加しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年３月31日現在）

第６回新株予約権（2017年８月７日開催の取締役会決議による新株予約権）

１）新株予約権の数
671個（新株予約権１個につき100株）

２）新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 67,100株

３）新株予約権の払込金額
無償

４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　142,900円（１株当たり　1,429円）

５）新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１個当たり　109,600円

６）新株予約権を行使することができる期間
2019年８月８日から2027年８月７日まで

７）新株予約権の行使の条件
・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
・その他の条件については、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

８）当社役員の保有状況（2020年３月31日現在）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （うち社外取締役）	671個 (―)	67,100株 (―)	１名 (―)
監査役 （うち社外監査役）	― (―)	― (―)	― (―)

② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥越　慎二	管理本部、ミドルマーケット開発本部、内部監査部管掌	株式会社ＡＲＭ総合研究所代表取締役社長
取締役 常務執行役員	森　光威文	経営戦略本部、メンタルヘルスケア部門管掌	―
取締役	余田　拓郎	―	株式会社竹尾社外監査役 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
取締役	江幡　真史	―	―
取締役	寺原　真希子	―	弁護士法人東京表参道法律事務所共同代表 日本フェィウィック株式会社社外取締役
常勤監査役	堀越　直	―	―
監査役	縫田　駿一	―	―
監査役	林　隆夫	―	―

（注）１．取締役余田拓郎氏、取締役江幡真史氏及び取締役寺原真希子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．常勤監査役堀越直氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．監査役林隆夫氏は、社外監査役であります。
４．常勤監査役堀越直氏、監査役縫田駿一氏及び監査役林隆夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役堀越直氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1973年４月から2005年３月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役縫田駿一氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1968年４月から1998年５月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに1998年６月から2003年８月まで株式会社長栄の代表取締役社長、株式会社長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役林隆夫氏は、日本軽金属株式会社及びそのグループ企業に1962年４月から2005年６月まで在籍し、その間1979年６月から1999年４月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐株式会社を始めとして同社グループ企業４社の監査役を通算７年務めており、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。

5．2020年４月１日以降の、取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりです。

2020年４月１日付			
会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥　越　慎　二	経営管理本部、マーケティング本部、ミドルマーケット開発本部、両立支援事業本部、内部監査部、健康管理室管掌	株式会社ＡＲＭ総合研究所代表取締役社長
取締役 常務執行役員	森　光　威　文	メンタリティマネジメント部門、健康経営事業本部管掌	―
取締役	江　幡　真　史	―	東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部教授
2020年６月１日付（予定）			
会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	森　光　威　文	メンタリティマネジメント部門、健康経営事業本部管掌	―

6．当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役２名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は４名おり、廣瀬光紀、江原徹、住田健介及び安原信之の各氏で構成されております。なお、安原信之氏は、2020年４月30日付をもって、執行役員を退任いたしました。

7．法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2017年６月23日開催の第19回定時株主総会において補欠の監査役として紅林優光氏（紅林公認会計士事務所代表）が選任されております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

当期における報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	92百万円
（うち社外取締役）	（3）	（17）
監査役	3名	16百万円
（うち社外監査役）	（2）	（13）
合計	8名	108百万円
（うち社外役員）	（5）	（30）

（注）1．取締役の報酬等の額は、2017年６月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第８回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

3．上記報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

4．上記報酬等の額には、ストック・オプション報酬に係る費用計上額８百万円（取締役（社外取締役を除く）１名８百万円）が含まれております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

④ 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	余田拓郎	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に経営学の研究及び大学教授としての専門的見地から、当社の経営に関して適宜意見を述べております。
取締役	江幡真史	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、豊富な経営者経験及び幅広い見識から、当社のコーポレート・ガバナンス等の向上について積極的に発言を行っております。
取締役	寺原真希子	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての企業法務に関する専門的見地から、当社の経営に関して適宜意見を述べております。
常勤監査役	堀越直	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
監査役	林隆夫	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	25百万円
非監査業務に基づく報酬	5百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第２条第１項に規定する業務以外の非監査業務は、ＥＵ一般データ保護規則に関する助言・指導業務及び新収益認識基準の適用に関する助言業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2015年５月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「ＡＲＭグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１）ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ＡＲＭグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。

２）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

３）内部通報制度の利用を促進し、ＡＲＭグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。

４）取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。

５）反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

６）内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。

７）上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１）取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。

２）取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ ＡＲＭグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。

2）経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
3）経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
4）上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

④　ＡＲＭグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
2）取締役会は、ＡＲＭグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
4）グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
5）連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
6）グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

⑤　ＡＲＭグループにおける業務の適正を確保するための体制
1）ＡＲＭグループ各社は、ＡＲＭグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
2）ＡＲＭグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
3）ＡＲＭグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
4）ＡＲＭグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に

重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。

5）内部監査部門は、ＡＲＭグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、ＡＲＭグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

6）ＡＲＭグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

7）ＡＲＭグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。

2）監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

⑦ ＡＲＭグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

1）ＡＲＭグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。

2）ＡＲＭグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

3）取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）ＡＲＭグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。

2）ＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

3）ＡＲＭグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

⑨　上記⑦を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　監査役へ報告を行ったＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

⑩　監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ＡＲＭグループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行

社外取締役３名を含む取締役５名は、原則月１回開催される取締役会に出席して、ＡＲＭグループの経営に関する重要事項の審議及び決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適宜組織変更や執行役員の管掌変更を行うとともに、取締役会において担当取締役は、管掌する事業部門の月次ベースの業績及び活動のほか、「中期経営計画2020」の進捗等の状況について報告を行っております。社外取締役は、独立した客観的な立場及びそれぞれの専門的見地から、取締役の業務執行に対して積極的に提言を行っております。

②　監査役の職務執行

社外監査役２名を含む監査役３名は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会やその他必要に応じ重要な会議に出席するほか、稟議書閲覧等によって業務執行状況を的確に把握し、ＡＲＭグループの経営状況を監査するとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査の実効性の向上を図っております。

③　コンプライアンス体制

ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、企業理念及び行動指針等に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することが求められております。また、内部者取引防止等の社内研修も適宜行うなどコンプライアンス強化に努めているほか、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社内外に設置しており、事案の早期把握と速やかな対応に努めるとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。

④　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した取締役社長直結の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ＡＲＭグループの財務報告に係る内部統制評価及び情報セキュリティ・個人情報保護に関する内部監査を中心に活動しており、その結果を取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人との連携を図ることにより、内部監査の効率的な実施に努めております。

⑤　反社会的勢力排除に関する取り組み

当社では、「反社会的勢力への対応方針」を定めて反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

⑺　資本政策（利益配分に関する方針）

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各期の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、連結配当性向25～30%程度を念頭に安定的・継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき金11円とさせていただきたいと存じます。

（ご参考）

◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレートメッセージ及び経営理念

企業に未来基準の元気を！

私たちは、
人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
皆様と共に創り出します。

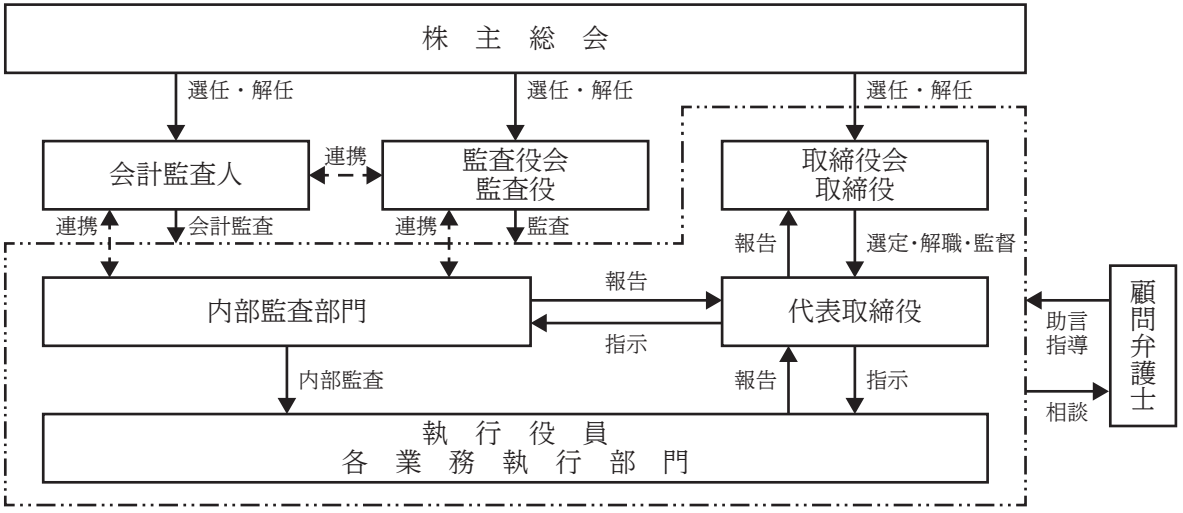
◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入し、取締役５名と取締役の兼任も含めた執行役員５名の体制を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため執行役員を兼任しない取締役として、経営者から独立した社外取締役３名を選任しております。また、経営の健全性確保に向け、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役設置会社の組織形態を採用し、監査役３名の体制をとっております。さらに各業務執行部門と独立した内部監査部門を設置し、全部門を対象に業務活動全般の内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,282,807**	**流動負債**	**2,031,594**
現金及び預金	2,982,731	短期借入金	170,000
売掛金	726,189	未払法人税等	174,787
保険代理店勘定	433,428	前受収益	696,054
その他	140,458	保険料預り金	433,428
固定資産	**1,191,620**	賞与引当金	185,557
有形固定資産	**211,905**	その他	371,766
建物附属設備	163,816	**固定負債**	**69,463**
工具器具備品	48,088	資産除去債務	69,463
無形固定資産	**620,794**	**負債合計**	**2,101,058**
のれん	143,908	**純資産の部**	
ソフトウエア	259,225	**株主資本**	**3,301,009**
ソフトウエア仮勘定	215,539	資本金	350,775
その他	2,120	資本剰余金	302,365
投資その他の資産	**358,920**	利益剰余金	2,963,764
投資有価証券	52,806	自己株式	△315,896
敷金保証金	203,356	**新株予約権**	**72,360**
繰延税金資産	92,033	**純資産合計**	**3,373,369**
その他	10,724		
資産合計	**5,474,428**	**負債純資産合計**	**5,474,428**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

［ 2019年４月１日から
2020年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,263,372**
売上原価		**1,163,748**
売上総利益		**4,099,623**
販売費及び一般管理費		3,146,646
営業利益		**952,977**
営業外収益		
受取配当金	1,781	
未払配当金除斥益	114	
事業譲渡益	755	
その他	276	2,927
営業外費用		
支払利息	952	
支払手数料	0	953
経常利益		**954,951**
税金等調整前当期純利益		**954,951**
法人税、住民税及び事業税	317,999	
法人税等調整額	△2,350	315,648
当期純利益		**639,302**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**639,302**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,243,263**	**流動負債**	**2,035,087**
現金及び預金	2,938,624	短期借入金	170,000
売掛金	726,189	未払金	197,136
保険代理店勘定	433,428	未払費用	80,965
仕掛品	34,368	未払法人税等	174,448
貯蔵品	10,132	未払消費税等	81,818
前払費用	74,576	前受収益	696,054
未収入金	18,735	預り金	17,023
その他	7,206	保険料預り金	433,428
固定資産	**1,204,406**	賞与引当金	183,532
有形固定資産	**211,905**	その他	680
建物附属設備	163,816	**固定負債**	**69,463**
工具器具備品	48,088	資産除去債務	69,463
無形固定資産	**620,794**	**負債合計**	**2,104,551**
のれん	143,908	**純資産の部**	
商標権	605	**株主資本**	**3,270,758**
ソフトウエア	259,225	**資本金**	**350,775**
ソフトウエア仮勘定	215,539	**資本剰余金**	**312,274**
その他	1,514	資本準備金	312,274
投資その他の資産	**371,707**	**利益剰余金**	**2,923,604**
投資有価証券	52,806	その他利益剰余金	2,923,604
関係会社株式	13,586	繰越利益剰余金	2,923,604
敷金保証金	203,356	**自己株式**	**△315,896**
長期前払費用	10,714	**新株予約権**	**72,360**
繰延税金資産	91,233	**純資産合計**	**3,343,118**
その他	10		
資産合計	**5,447,670**	**負債純資産合計**	**5,447,670**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

［ 2019年４月１日から
　2020年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,277,232**
売上原価		**1,163,748**
売上総利益		**4,113,483**
販売費及び一般管理費		3,164,838
営業利益		**948,644**
営業外収益		
受取配当金	1,781	
未払配当金除斥益	114	
事業譲渡益	755	
その他	275	2,926
営業外費用		
支払利息	952	
支払手数料	0	953
経常利益		**950,618**
税引前当期純利益		**950,618**
法人税、住民税及び事業税	316,925	
法人税等調整額	△2,403	314,521
当期純利益		**636,096**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　宏　明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　英　樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　宏　明	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　堀　越　　直　㊞

監　　査　　役　縫　田　駿　一　㊞

監査役(社外監査役)　林　　隆　夫　㊞

以　上

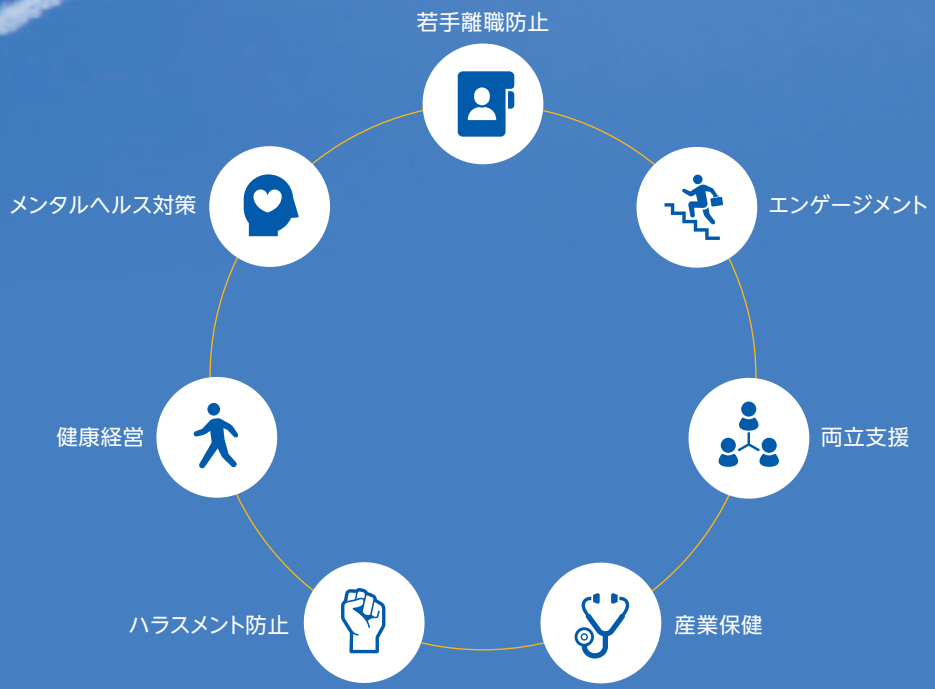
メ　モ

メ　モ

企業に未来基準の元気を!

企業に未来基準の元気を!
ADVANTAGE
Risk Management Group

活力ある個と組織づくりに
最適解を。



株主総会会場ご案内図

会 場　八芳園　本館２階「サンライト」
東京都港区白金台一丁目１番１号　　TEL　03-3443-3111

交 通　東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線 ┬ **白金台駅**下車　**２番出口**より徒歩１分



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。